|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **様式２－２【調書Ｂ】**令和　　年度児童福祉施設指導監査調書（児童処遇部門）（保育所・保育所型認定こども園用）

|  |  |
| --- | --- |
| 施設名 |  |
| 施設記入日 | 令和　　年　月　日 |
| 施設記入者 | 職名：　　氏名：　　 |
| ※担当課所 |  |
| ※実地監査日 |  |
| ※監査職員 |  |
|  |  |

 |

| 項目 | **□　保育所チェック欄（「はい」の場合はレ点を入れる）**　（着眼点） | 関係法令・通知等 | ※監査員チェック欄確認する書類 | ※監査員チェック欄 | ※備考 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 第１　施設運営管理体制の状況 | **１　保育所の管理・運営に関する規程は定められているか。**[ ] **必要な項目が網羅されているか。**・児童：定員、開所時間、休日　等・施設管理：職員の区分及び職務分担、備え付ける書類　等 | ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第9条・第10条 | [ ] 管理運営規程 | [ ] 適[ ] 不適 |  |
| **２　施設運営に必要な帳簿は整備されているか。** [ ] **必要な帳簿が整備されているか。**児童：児童票、保育経過記録、児童健康診断記録、保育所児童保育要録、　　　　保育に関する全体的な計画・指導計画、保育日誌、避難訓練記録、遊具等安全点検記録　等職員：出勤簿、健康診断記録、履歴書（保育士資格証明書の写又は保育士証の写を含む）、年次休暇簿、出張命令簿、時間外勤務命令簿　等施設：事務（業務）日誌、職員会議録、職員研修復命書、防災防火関係書（防火管理者届の控、消防計画、消防用設備点検結果報告書控、安全計画、業務継続計画）　等[ ] **適切に記録されているか。**[ ] **所長等の決裁を得ているか。** | ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第9条、10条 | [ ] 児童票[ ] 保育経過記録[ ] 保育所児童保育要  録[ ] 保育日誌[ ] 出勤簿[ ] 健康診断記録（職員）[ ] 年次休暇簿[ ] 出張命令簿[ ] 時間外勤務命令簿[ ] 事務日誌[ ] 職員会議録 | [ ] 適[ ] 不適 |  |
| **３　入所定員を遵守しているか。**[ ] 入所定員を遵守している。[ ] 連続する過去の2年度間常に定員を超えており、かつ各年度の年間平均在所率が120％以上の場合は、給付費の減算措置が適用される場合があるため、定員の見直しに取り組んでいるか。[ ] 定員を超えて入所している場合でも、最低基準（職員配置、居室の面積等）を遵守しているか。[ ] 定員と比較し、充足率が大きく下回っている（概ね70％）場合は、定員の見直しを検討しているか。 | ・保育所への入所の円滑化について（平成10年2月13日児発第73号、同日児保第3号）・「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針について（平成28年4月7日雇児発0407第2号）　・「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」平成28年3月31日付け雇児総発0331第7号・社援基発0331第2号・障障発0331第2号・老総発0331第4号 |  | [ ] 適[ ] 不適 |  |
| （つづき）第１　施設運営管理体制の状況（つづき）第１　施設運営管理体制の状況（つづき）第１　施設運営管理体制の状況（つづき）第１　施設運営管理体制の状況 | **４　保育時間、開所日数は適切か★調書Ａ：１の（３）（４）関係**　　[ ] 保育時間の設定にあたっては、地域の実情や保護者の労働時間等を充分に考慮しているか。[ ] 行事の準備等を理由に、保育時間を短縮していないか。　　[ ] 土曜日の午後を閉所していないか。[ ] 正当な理由がなく日曜日、国民の祝日及び休日を除く日を休所していないか。 | ・児童福祉法第39条　・保育所入所手続き等に関する運用改善等について（平成8年6月28日児保第12号）問5　『「開所日数」とは、日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数である。』 | [ ] 年間行事予定表[ ] 事務日誌 | [ ] 適[ ] 不適　 |  |
| **５　苦情解決に必要な体制が整備されているか。**[ ] 苦情解決の手順等について規程が定められているか。[ ] 苦情解決責任者が選任されているか。（施設長、法人理事等責任のある人が選任されていること。）[ ] 苦情受付担当者が任命されているか。（職員の中から適切な者を任命しているか。）[ ] 第三者委員が設置されているか。（評議員（理事は除く）、監事又は監査役、社会福祉士、民生委員・児童委員、大学教授、弁護士等）[ ] 施設内への掲示、パンフレットの配布等により、利用者に対して周知を図っているか。　　[ ] 苦情を受付けた場合の処理は適切か。 | ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第12条・社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について（平成12年6月7日児発第575号）　 | [ ] 苦情解決規定[ ] 苦情対応記録[ ] 第三者委員の掲示 | [ ] 適[ ] 不適 |  |
| **６　重要事項を施設内に掲示及びインターネット上で公表しているか。**[ ] 施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。また、子ども・子育て支援情報公表システム（ここdeサーチ）等によりインターネット上で公表しているか。 | ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第23条 | [ ] 重要事項の掲示[ ] ここdeサーチ等への掲載 | [ ] 適[ ] 不適 |  |
| **７　防災対策の充実強化に努めているか。★調書Ａ：７の１関係**　**（１）消防法令関係の届出等は遵守されているか。**[ ] 防火管理者の選任及び届出がなされているか。　　[ ] 消防計画作成及び届出がなされているか。　　[ ] 消防用設備点検受検及び報告がなされているか。　　　　　　　（それぞれ書類に消防署の受理印があるか確認する）[ ] 宮城県津波浸水想定において、推進３０㎝以上の震災が想定される地域内に所在する施設は、消防計画に必要な事項（(1)津波からの円滑な避難の確保、(2)防災訓練、(3)防災教育及び広報）が記載されているか。　※公立保育施設は、地域防災計画に含まれるため対象外**（２）通報、避難及び消火訓練が実施されているか。**　　[ ] 毎月実施されているか。　[ ] 実施記録が作成され、改善すべき事項や反省点等について各職員への周知が図られているか。※沿岸区域、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域設置保育所について　　[ ] 津波を想定した避難訓練を計画、実施しているか。※浸水想定区域及び土砂災害警戒区域設置保育所について（市町村防災計画に定められた施設）　　[ ] 水害や土砂災害を想定した避難確保計画を定めているか。[ ] 計画に基づき避難訓練を実施しているか。 | ・消防法第8条・消防法施行令第3条の2・消防法施行規則第4条・消防法第17条の3の3・消防法施行規則第31条の6・社会福祉施設における火災防止対策の強化について（昭和48年4月13日社施第59号）等関係通知・消防法施行規則第3条・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条・水防法第15条の3 | [ ] 避難訓練計画[ ] 避難訓練実施記録[ ] 防火管理者届出書 控[ ] 消防計画[ ] 消防設備点検結果報告書控 | [ ] 適[ ] 不適　　[ ] 適[ ] 不適 |  |
| **８　安全・衛生管理は適切に行われているか。★調書Ａ：７の２及び３関係****（１）安全対策が適切に行われているか。**　　[ ] 危険箇所及び遊具点検を行っているか。　　[ ] 保育室や乳幼児が出入りする場所に危険物を置いていないか。特に、避難経路に避難を妨げるような物が置かれていないか。　　[ ] 備品や家具が転倒しない、棚から物が落下しないなどの工夫がなされているか。　　[ ] 危険な設備、場所等への囲障の設置、施錠等を行っているか。　　[ ] 階段・ベランダ・窓等からの転落防止、段差等への配慮、非常口・非常階段の管理、暖房器具や湯沸器具等の危険防止、扉やドア等の危険防止などについて、配慮がなされているか。　　[ ] 老朽か所や危険な欠損、損傷か所がある場合、速やかに整備されているか。　　[ ] 施設の周囲に危険箇所等がある場合、児童が勝手に出られないような配慮がなされているか。[ ] 敷地の周囲を柵等で区画しているか。[ ] 出入り口の鍵は幼児の手の届かないところに備えてあるか。[ ] 不審者の立入防止等の対策や緊急時における児童の安全を確保する体制　を整備しているか。 [ ] 緊急時の関係機関への連絡体制は確立しているか。連絡先一覧表は作成しているか。[ ] 責任者不在時も含めて責任者となる者の順序を決め、他の職員等に周知しているか（保育所長不在時の危機管理上意思決定が迅速にできる準備をしているか）[ ] 園外保育を行う際、歩行経路の危険箇所や職員体制確認を行っているか。[ ] プールがある施設については、プール活動を行う際に、専ら監視を行う者とプール指導を行う者を分けて配置する等、十分な安全対策を行っているか。　　[ ] 子どもの送迎は原則として保護者が行うべきであるが、やむを得ない理由により、保護者以外の者が送迎する場合は、保護者に確認をとるなどして、子どもとの関係を確認しているか。　　[ ] 来訪者の出入りを確認しているか。（インターホン、カメラ等）[ ] 応急手当て等緊急時の対応方法について、職員が理解しているか。**（２）自動車に関して適切に運行しているか。**　　[ ] 児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の所在の見落としを防止するための装置を備え、所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行っているか。※２列シート車、その他個々の自動車の利用形態に応じ、安全装置の　装備の義務づけの対象外となる場合がある　　[ ] 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しているか。**（３）安全計画を策定し、周知しているか。**　　[ ] 施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い、児童の安全確保に配慮した保育を実施しているか。　　[ ] 職員に対し、安全計画について周知するとともに、安全計画に定める研修及び訓練を定期的に実施しているか。　　[ ] 保育所は、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しているか。**（４）衛生管理及び感染症予防対策が適切に行われているか。**　　[ ] 保育室には、採光及び換気が確保されているか。　　[ ] 保育室、洗面所、トイレは衛生面に配慮されているか。（個別タオルの準備がされているか）調理室は衛生面に配慮されているか。　　[ ] 医務室の環境整備、必要な医薬品が備えられているか。管理は適切か。　　[ ] おう吐物や便の処理等に必要な用品は準備されているか。　　[ ] 調理従事者の検便を毎月行っているか。　　[ ] 子どもの健康管理及び衛生指導は適切に行われているか。　　[ ] 食中毒・感染症発生時の対応マニュアルを作成しているか。又は、職員の　　　役割分担を確認しているか。　　[ ] 上記発生時の連絡（報告）先一覧表を作成しているか。　　[ ] 感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めているか。**９　業務継続計画を策定・周知し適切に運用しているか。**　　[ ] 児童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。　　[ ] 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知しているか。　　[ ] 業務継続計画について、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めているか。　　[ ] 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めているか。 | ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条・児童福祉施設等における児童の安全の確保について（平成13年6月15日雇児総発第402号）・児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保について（平成20年8月29日雇児総発第0829002号）・都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂版第2版（平成２６年６月））・保育所保育指針第2章、第3章・教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第6条の4・送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第6条の3・児童福祉施設等における衛生管理及び食中毒予防の徹底について（平成13年8月1日雇児総発第36号）他関係通知・ 児童福祉施設におけるインフルエンザ様疾患の感染予防等について（平成9年1月30日児企第2号）　・社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について（平成17年2月22日雇児発第0222001号）　・保育所保育指針第3章 | [ ] 遊具・施設設備の安全点検記録[ ] 緊急連絡先一覧（消防・救急・警察等の関係機関）[ ] 散歩コース等の安全確認記録（下見や安全への配慮）[ ] 保育安全計画[ ] 検便の記録（調理従事者・調乳担当者）[ ] 食中毒・感染症対応マニュアル[ ] 業務継続計画（BCP） | [ ] 適[ ] 不適　[ ] 適[ ] 不適[ ] 適[ ] 不適[ ] 適[ ] 不適[ ] 適[ ] 不適　 |  |
| 第２　構造・設備の状況　　 | **１　在所児童数にあった居室面積及び構造設備があるか。**[ ] **実在所児童数が入所可能数を上回っていないか。★調書Ａ：４関係**　　[ ] **以下の設備があるか。**　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・調理室　　　　　　　 （・調乳室、沐浴室は設置が望ましい）　・トイレ　・医務室（静養スペース）：（乳児又は満２歳に満たない幼児を入所させる場合）**保育室又は遊戯室を２階に設ける場合は、必要な要件を満たしているか。**[ ] テラス等には転落を防止するための設備を設け、又は窓の開閉を乳幼児が行えないようにする等の設備があるか。[ ] 階段の降り口に乳幼児が開閉できない柵を設ける等、乳幼児の転落防止に十分留意しているか。[ ] 保育所の設備や職員について、併設する他の社会福祉施設の居室や職員と兼ねている場合、保育に支障がないか。 | ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第31条・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第8条 |  | [ ] 適[ ] 不適[ ] 適[ ] 不適　[ ] 適[ ] 不適[ ] 適[ ] 不適　[ ] 適[ ] 不適 |  |
| [ ] **２　建物その他設備の規模及び構造並びにその図面を変更しようとする時は、あらかじめ県に届出ているか。（設備等の変更がある場合）**・公立保育所の場合（公設民営保育所を含む）：「児童福祉施設設置届事項変更届」を県に提出した起案文書を確認・民営保育所の場合：「児童福祉施設設置認可事項変更届」を県に提出した起案文書を確認　 | ・児童福祉法施行規則第37条　 | [ ] 児童福祉施設設置届出（認可）事項変更届控 | [ ] 適[ ] 不適 |  |
| 第３　職員配置の状況（つづき）第３　職員配置の状況（つづき）第３　職員配置の状況 | **１　保育所全体として必要な職員数以上が配置されているか。****★調書Ａ：３関係**（１）保育所長　　[ ] 保育所長は配置されているか。[ ] 健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意のある者で、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者。　　[ ] 保育所長研修を受講する等、所長としての資質の向上に努めているか。（２）保育士　　[ ] 必要な職員数以上が配置されているか。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 園　児　の　区　分 | 員数（新基準） | 員数（旧基準） |
| 満四歳以上の幼児 | ２５人につき１人 | ３０人につき１人 |
| 満三歳以上満四歳に満たない幼児 | １５人につき１人 | ２０人につき１人 |
| 満一歳以上満三歳に満たない幼児 | ６人につき１人 | ６人につき１人 |
| 乳児 | ３人につき１人 | ３人につき１人 |

・保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあると知事が認めるときは、当分の間、旧基準を適用できるものとする。[ ] 新基準を適用済みである。[ ] 旧基準を継続して適用している。（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）（令和　年　月頃から新基準に移行予定。）（３）調理員　　[ ] 必要な調理員の数以上が配置されているか。　　　・調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができ　　　　る。（４）嘱託医　　[ ] 配置されているか。　　　　　小児科・内科医　及び　歯科医 | ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第3条、33条　・保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについて（令和3年3月19日子発0319第1号）（令和5年4月21日こ成保21一部改正）・保育所等における常勤保育士及び短時間保育士の定義について（令和5年4月21日こ成保21）（注意）＜短時間勤務の保育士を導入している場合には、以下の要件を満たしているかを確認する＞※常勤の保育士が各組や各グループに1名以上（乳児を含む各組や各グループにあって当該組・グループに係る最低基準上の保育士定数が2名以上の場合は、2名以上）配置されていること。※常勤の保育士に代えて短時間勤務の保育士を充てる場合の勤務時間数が、常勤の保育士を充てる場合の勤務時間数を上回ること。・保育所における調理業務の委託について（平成10年2月18日児発第86号）・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条・保育所における調理業務の委託について平成10年2月18日児発第86号・保育所における嘱託歯科医の設置について（昭和58年4月21日児発第284号） | [ ] 嘱託医嘱託・契約　　書 | [ ] 適[ ] 不適　[ ] 適[ ] 不適[ ] 適[ ] 不適[ ] 適[ ] 不適[ ] 適[ ] 不適 |  |
| **２**[ ] **各組や各グループの保育士数が児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（最低基準）を満たしているか ★調書Ａ：４関係**　・混合クラスの場合は、年齢ごとに必要保育士数を計算し、その合計数よ　　り実保育士数が下回っていないか。 | ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第33条　 |  | [ ] 適[ ] 不適 |  |
| **３　保育に従事する職員が、有資格の保育士であるか。**[ ] 保育士証（写）があるか。[ ] 保育士の資格のない職員がおり、その職員が、最低基準及びその他の補助金の配置基準に規定する保育士に含まれていないか。　　※保育士の資格のない職員がいても、その職員が、最低基準及びその他の補助金の配置基準に規定する保育士に含まれておらず、かつ「保育士」という名称で働いていなければ、指摘事項には当たらないが、なるべく資格のある保育士の配置が望ましい。※当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）を1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。　[ ] 採用責任者は、新たに保育士を任命又は雇用しようとするとき、保育士特定登録取消者管理システムにより任命又は雇用を希望する者が特定登録取消者でないかどうか確認を行っているか。（確認により任命又は雇用を希望する者が 特定登録取消者であると判明した場合、採用面接等を通じ経歴等のより詳細な確認を行うなど、法の基本理念に則り、十分に慎重に、適切な任命又は雇用の判断を行う必要がある。） | ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第33条・児童福祉法第18条の4・児童福祉法第18条の23　・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準附則（経過措置）・児童福祉法第18条の20の4 | [ ] 履歴書[ ] 保育士証（写）[ ] 無資格者の特例証明書類（子育て支援員研修修了証、勤務証明書、出勤簿等） | [ ] 適[ ] 不適　☐適☐不適[ ] 適[ ] 不適 |  |
| **４　常時保育士が複数配置されているか。★調書Ａ：６関係**　[ ] 早朝、夕方の時間帯に保育士が1名しか配置されていない日はないか。 | ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第33条 |  | [ ] 適[ ] 不適　 |  |
| [ ] **５　産休者、育休者、長期の病休者がいる場合、代替職員は確保されているか。**　　※産休等代替職員制度（県補助金：産休・病休のみ） | ・産休等代替職員制度の実施について（昭和51年9月30日厚生省発児第155号） |  | [ ] 適[ ] 不適 |  |
| 第４　　職員の　　研修の状況 | [ ] **１　職員の資質の向上に取り組んでいるか。**・どのような取り組みを行っているか。　　「自主研修の後にグループごとの所内勉強会を行う」、「外部研修参加した後、復命する」など具体的に、記入する。 | ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第4条・保育所保育指針第5章　 | [ ] 研修復命書 | [ ] 適[ ] 不適　 |  |
| 第５　健康管理の状況（つづき）第５　健康管理の状況 | **１　健康診断を実施しているか。**入所時及び入所後少なくとも1年に2回の定期健康診断が実施されているか。　[ ] 入所時の健康診断を実施しているか。**（　　）月（　　）日**　[ ] 入所時の健診を当年１回目の健診と合わせて行っている。1回目（　　）月（　　）日　[ ] 入所後、年２回内科健診を実施しているか。　[ ] 入所後、年２回歯科健診を実施しているか。　[ ] 欠席児童がいる場合は、後日受診させているか。[ ] 健康診断の結果を記録し、子どもの健康状態の変化が分かるように整理して、保育に活用できるようにしている。（児童票や保育経過記録等への記録） | ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第7条「児童福祉施設の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。」・保育所保育指針第3章 | [ ] 健康診断記録（児童） | [ ] 適[ ] 不適[ ] 適[ ] 不適 |  |
| **２　日々の健康状態の把握、発育及び発達状態の把握を行っているか。**[ ] 既往歴・予防接種歴を把握しているか。記録の整理がなされているか。[ ] 身長、体重の測定など基本的な発育チェックを毎月行っているか。[ ] 保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの状態を観察しているか。[ ] 連絡帳等を活用し、保護者から児童の状態の報告を受けるようにしているか。[ ] 午睡時、一人一人の状態に応じて、寝つきや睡眠中及び起床時の状態を適宜観察しているか。[ ] 乳幼児突然死症候群に対する配慮がなされているか。※両親の喫煙など家庭環境を把握することに努めているか。※特に入所初期の観察を十分に行っているか。※午睡チェック表などを用いて、睡眠中の児童の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察しているか。※乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせているか。 | ・保育所保育指針第3章 | （児童票・家庭状況調査票等）[ ] 既往歴[ ] 予防接種歴[ ] 身長・体重の記録[ ] 両親等の喫煙状況の確認書類[ ] 連絡帳[ ] 午睡チェック表 | [ ] 適[ ] 不適　 |  |
| **３　疾病等への対応を適切に行っているか。**　[ ] 保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、子どもの状態等に応じて、　　保護者へ連絡すると共に、適宜、嘱託医やかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っているか。[ ] 感染症発生や疑いがある場合には、必要に応じて、嘱託医、市町村、保健所等に連絡し指示に従うこと。　[ ] 感染症の治癒を確認した上（医師の証明書が望ましい）で再登所をさせているか。[ ] 定期薬及び臨時薬の受渡し及び与薬は適切になされているか（受渡し表を作　成し、使用しているか。） | ・保育所保育指針第3章・社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について（平成17年2月22日児発第0222001号） | [ ] 与薬票 | [ ] 適[ ] 不適　 |  |
| **４　家庭での虐待が疑われる場合の対応について理解しているか。****又は事例があった場合の対応は適切か。**　[ ] 不適切な養育の兆候や虐待が疑われる事例があるか。　[ ] 不適切な養育の兆候が見られる場合には、市町村や関係機関と連携し、適切な対応を図っているか。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告しているか。[ ] 保育所では、十分な観察や情報の収集に努め、その結果を記録する。 | ・児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）　第5条、第6条・保育所保育指針第3章、第4章 | [ ] 虐待対応記録 | [ ] 適[ ] 不適　 |  |
| **５　保育所内での子どもの事故が発生した場合**　[ ] 重大な事故事例があるか。死亡事故や治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故が発生した場合は、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」に基づき報告しているか。[ ] 軽微なけがであっても、同様の事例が繰り返されていないか、その場合は再発防止策を講じているか。[ ] 事故報告書等で事故の内容を記録しているか。発生後の対応は適切か。（保護者への連絡、状況に応じて嘱託医やかかりつけ医の指示を受け、適切な対応をしているか。）[ ] 所内研修等で再発防止に努めているか。 | ・保育所保育指針第3章・児童福祉施設における事故防止について（昭和46 年7月31日児発第418号）・教育・保育施設等における事故の報告等について（令和6年3月22日こ成安第36号・5教参学第39号） | [ ] 事故報告書[ ] ヒヤリハット事例集 | [ ] 適[ ] 不適 |  |
| 第６　保育の状況（つづき）第６　保育の状況 | **１　保育目標を達成するための、「全体的な計画」を編成するとともに、これを具体化した「指導計画」を作成しているか。**（１）全体的な計画の編成には全職員が参画したか。　　[ ] 栄養士又は調理員の参画により、食育に関する計画を盛り込んでいるか。　　[ ] 保育所保育指針の内容を理解したか。[ ] 保育所の子どもの姿や家庭、地域の状況及び保育所環境等保育所の特性を再確認し、保育所の実態に即して編成しているか。　　[ ] 年度末等に見直し検討を行い、必要な場合の改正を行っているか。[ ] 市町村として公立保育所の全体的な計画を統一のものとして編成する場合であっても、各保育所で全職員が理解すること。また保育所ごとに工夫して編成し、部分的な違いがあってもよい。（２）全体的な計画に基づき長期的・短期的な指導計画を作成しているか。[ ] 長期的（年・期・月）・短期的（週・日）があるか。または、適切に組み合わせて設定しているか。　　[ ] 発達に応じた指導計画を作成しているか。３歳未満児は一人一人の子どもの実態に即して個別的な計画を作成しているか。　　[ ] 特別な配慮を必要とする子どもの保育について、指導計画の中に位置づけられているか。（障害を持つ子ども、慢性疾患を持つ子ども等について、保護者や主治医、関係機関との連携が取られた上で、指導計画の中に位置づける、あるいは個別の指導計画を作成する等の配慮がなされているか。 | ・保育所保育指針第1章 | [ ] 全体的な計画[ ] 指導計画長期（年・学期・月）短期（週・日）[ ] 未満児に対する個別の指導計画[ ] 障害を有する児童に関する個別の支援計画 | [ ] 適[ ] 不適　　[ ] 適[ ] 不適　　 |  |
| **２　小学校へ送付するための保育所児童保育要録の作成をしているか。**[ ] 子どもの育ちを支えるための資料として保育所児童保育要録を適切に作成し、送付しているか。（原本は園で保管しているか）　[ ] 入所に関する記録、保育に関する記録（子どもの育ちに関わる事項、養護に関わる事項、教育に関わる事項）の記載があるか。[ ] 児童票、保育経過記録は整備しているか。 | ・保育所保育指針第1章・第2章 | （児童票）（保育経過記録）[ ] 保育所児童保育要　　録 | [ ] 適[ ] 不適 |  |
| **３　小学校との連携を図っているか。**[ ] 就学に向けて、小学校の児童との交流や、職員同士の情報共有など、積極的に連携を図っているか。※具体的な内容：　例：授業見学、小学校教諭による保育所訪問、合同行事　など | ・保育所保育指針第2章 |  | [ ] 適[ ] 不適　 |  |
| **４　保育内容等の自己評価を行っているか。**（１）保育士の自己評価を行っているか。　　[ ] 毎日の保育実践で子どもの活動内容の把握だけでなく、子どもの育ちをとらえることができているか。（保育日誌や子どもの個人記録を確認する）　　[ ] 保育日誌や子どもの個人記録を通して、自らの保育実践を振り返り評価することができているか。　　[ ] 保育士相互の話し合い等を通して、自らの課題を明確にできているか。（２）保育所の自己評価を行っているか。　　[ ] 個人の自己評価も踏まえて、保育所全体としての保育内容を評価しているか。[ ] 所内研修の記録又は職員会議録等で話し合いを確認する。 | ・保育所保育指針第1章 | [ ] 保育士の自己評価記録[ ] 保育所の自己評価記録 | [ ] 適[ ] 不適　[ ] 適[ ] 不適 |  |
| **５　保護者との連携が充分に図られているか。**　[ ] 連絡帳、おたより等を活用し、子どもの保育所での生活や成長を伝えたり、保護者からの得た情報を保育に生かしていく。また懇談会、保護者会等を利用して、保育所運営への理解を得るようにする。 | ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第35条 |  | [ ] 適[ ] 不適 |  |
| **６　保育所の特徴的な取組み等について**　★事前調書「１保育所の概況」に基づき聴取する。 |  |  |  |  |